

議案第147号

和解について（経済戦略局、都市交通局、総務局、消防局、建設局、大阪港湾局及び水道局関係）

電気料金請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 更生会社株式会社 社F-Power 管財人富永 浩 明 被告 大阪市	本市は、更生会社株式会社F-Power（以下「更生会社」という。）との間で、平成29年度分の中央卸売市場本場（市場東棟）に対する電力供給に係る契約ほか12件の本市の施設に対する電力供給に係る契約（以下「本件各契約1」という。）及び
2 大阪地方裁判所 令和2年(ワ)第1326号 電気料金請求事件	同年度分の長居配水場に対する電力供給に係る契約ほか4件の本市の施設に対する電力供給に係る契約（以下「本件各契約2」という。）を締結し、本件各契約1においては、契約書に定める単価及び算定時に有効な訴外関西電力株式会社が定める電気供給条件を用いて電気料金の額を算定する旨を、本件各契約2においては、契約書に定める単価及び同電気供給条件に準拠して更生会社が約款に定める条件を用いて電気料金の額を算定する旨を定めていたところ、平成29年8月1日に訴外関西電力株式会社が新たな電気供給条件（以下「新たな電気供給条件」という。）の適用を開始した後に更

生会社から請求を受けた本件各契約1に係る電気料金の額が、契約書に定める単価及び新たな電気供給条件を用いて算定したものとなっており、また、更生会社が新たな電気供給条件の内容に準拠するよう約款に定められた条件を変更した後に更生会社から請求を受けた本件各契約2に係る電気料金の額が、契約書に定める単価及び当該変更後の約款に定められた条件を用いて算定したものになっていた。

これを受けて、本市は、契約書に定める単価を変更することなく新たな電気供給条件又は当該変更後の約款に定められた条件を用いて電気料金の額を算定することは不当であるとして、更生会社から請求を受けた電気料金の額（以下「本件請求額」という。）のうち本件各契約1又は本件各契約2の趣旨に基づき相当であるとして算定した額（以下「本市算定額」という。）を更生会社に支払った。

これに対し、更生会社は、本市が本件各契約1及び本件各契約2の解釈を誤っているとして、本市に対し、本件請求額と本市算定額の差額金143,339,309円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めている訴訟において、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

## 2 和解の要旨

本市は、原告に対し、和解金として金110,000,000円を支払う。

令和3年9月15日提出

説 明

電気料金請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。